平成２６年（フ）第６号
広島県庄原市東城町東城311番地１、前住所広島県庄原市東城町東城298番地２
破産者　野田　　功
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２７号
山口県長門市深川湯本2273番地
破産者　白木美秀子
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
長崎県長崎市土井首町282番地　県営住宅毛井首団地Ａ棟302号
破産者　池田　一成
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
宮崎市佐土原町下田島1877番地
破産者　樋口　素子
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０９号
宮崎市大字小松1054番地
破産者　野田　和孝
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２３号
秋田県能代市緑町９番20号
破産者　北川　良子
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１２２号
山梨県甲府市大里町977番地４　ステータスヒル甲府弐番館301
破産者　三浦　佳代
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
埼玉県越谷市大字袋山2050番地１　ニートマルイビル702号、開始決定時の住所愛知県新城市矢部字上ノ川28番地３
破産者　原田　明義
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２５３号
大津市石山寺４丁目25番１号　グランドメゾン石山200号、開始決定時の住所大津市石山寺５丁目２番４号
破産者　片岡　弘和
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７９号
兵庫県川西市水明台２丁目８番地の20
破産者　戸村　惠昭
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５０号
大阪府箕面市箕面４丁目８番40―202号
破産者　一岡　洋毅
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２号
香川県観音寺市村黒町626番地４
破産者　西岡　憲治
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１１１号
秋田市中通３丁目４番47号　チサンマンション408
破産者　瀬川　清子（旧姓手塚）
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７号
栃木県宇都宮市宮原１丁目２番29号　ウィンディア宮原201、前住所福島県郡山市八山田３丁目76番地　パークタウンＥ棟205号、前々住所福島県郡山市方八町２丁目５番16号　ＮＯＶＡ東口ビル505号
破産者　佐藤　久雄
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第７５６号
横浜市緑区白山１丁目12番33―112号
破産者　中野　美紀
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８３号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目29番23号
破産者　皆川　泰治
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５号
新潟県長岡市宝地町254番地７
破産者　種部　英雄
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
金沢市保古１丁目122番地２、住民票上の住所金沢市入江３丁目71番地
破産者　寺田　康子
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所